

平成 23 年度厚生労働省関係予算要望事項 (JDD ネット加盟団体毎の要望事項)

【正会員＝全国団体（10 団体分）】

I NPO法人 アスペ・エルデの会

理事長 山本 鋼志
愛知県名古屋市西区上小田井 2-187-201

【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期支援のための実施体制の確立
2. 発達障害の専門医師の育成、保健師・薬剤師・心理士等関係者に対する発達障害の研修の充実
3. 発達障害者の子育て支援の拡充
 - ・ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、
4. 保育所・子育て支援センターにおける適切な支援体制の整備・人材の育成
 - ・発達障害者支援センター事業の拡充
 - ・個々のニーズに応じた支援体制の拡充「個別の支援計画」や「支援シート」の活用
5. 発達障害の成人のための生活ニーズに応じた支援の整備
6. 児童養護施設等での発達障害児の実態把握と職員への研修の充実
7. 長期的な展望に立った発達障害の専門的人材の育成と、専門職の位置づけの明確化

【労働関係】

1. 高機能の発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定
2. 雇用関係機関職員や一般企業の人事部に対する発達障害の理解啓発・研修の充実
3. 相談体制の整備と効果的な職業訓練、ジョブコーチの充実
4. トライアル雇用等の雇用機会の周知と拡大
5. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備
6. 公的機関における発達障害のある人の理解啓発と雇用の促進

II NPO法人 えじそんくらぶ

代表 高山 恵子
埼玉県入間市豊岡 1-1-1-924

【厚生関係】

1. 発達障害のある子の早期支援のための早期診断のシステムの確立（虐待と発達障害の関連性の研究と虐待の予防）
2. 発達障害の専門医師の育成、保健師・薬剤師・心理士等関係者に対する発達障害の

研修の充実

3. 親支援講座の有効性の検証とインストラクターの養成
4. 保育所・子育て支援センターにおける適切な支援体制の整備・人材の育成
5. 成人の ADHD 者への医療的支援の拡充（診断と薬物治療）
6. 発達障害支援センターでの高機能発達障害者支援事業の拡充（設置数、人員配置の拡充）
7. ADHD 等発達障害の脳科学的研究と薬物療法の有効性の検証
8. 発達障害者等の家族に対する支援体制の整備
9. 支援体制の確立のための関係行政機関、地方公共団体との連携の強化
10. 国民に対する発達障害への理解、啓発の促進

【労働関係】

1. 高機能の発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進に関する法律の改定
2. 雇用関係機関職員や一般企業の人事部に対する発達障害の理解啓発・研修の充実
3. 相談体制の整備と効果的な職業訓練、ジョブコーチの充実
4. トライアル雇用等の雇用機会の周知と拡大
5. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備
6. 公的機関における発達障害のある人の理解啓発と雇用の促進

Ⅲ NPO法人 エッジ

代表 藤堂 栄子

東京都港区浜松町 1-20-2 村瀬ビル 3 階

【厚生関係】

1. 発達障害のある子の早期支援のための早期診断のシステムの確立
2. ディスレクシアを持つ人、保護者などが相談できるワンストップの相談窓口の整備
3. 発達障害の専門医師の育成、保健師・薬剤師・心理士等関係者に対する発達障害の研修の充実
4. 保育所・子育て支援センターにおける適切な支援体制の整備・人材の育成
5. ディスレクシアの二次的な障害に対する理解と啓発
6. 発達障害支援センターでの高機能発達障害者支援事業の拡充（設置数、人員配置の拡充）
7. ディスレクシア等発達障害の脳科学的研究と各種療法の有効性の検証
8. 発達障害者等の家族に対する支援体制の整備
9. 支援体制の確立のための関係行政機関、地方公共団体との連携の強化
10. 国民に対する発達障害への理解、啓発の促進

【労働関係】

1. 高機能の発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進」に関する法律の改定
2. 雇用関係機関職員や一般企業の人事部に対する発達障害の理解啓発・研修の充実
3. 相談体制の整備と効果的な職業訓練、ジョブコーチ、サポーターの充実
4. トライアル雇用等の雇用機会の周知と拡大
5. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備

6. 公的機関における発達障害のある人の理解啓発と雇用の促進
7. 資格試験におけるディスレクシアへの配慮

IV NPO法人 全国LD親の会

理事長 内藤 孝子

東京都渋谷区代々木 2-26-5 バロール代々木 415

【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期発達支援のための実施体制の確立
2. 発達障害者の地域支援体制の拡充
 - ・発達障害者支援センター事業の拡充
 - ・個々のニーズに応じた支援体制の拡充「個別の支援計画」や「支援シート」の活用
3. 発達障害の成人のための体制の整備
4. 発達障害児者の家族支援と本人支援の地域での提供
 - ・ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、
 - ・市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援
5. 長期的な展望に立った発達障害の専門的人材の育成と、専門職の位置づけの明確化

【労働関係】

1. 発達障害を「障害者の雇用の促進に関する法律」の対象に加えること
2. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実
3. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修の充実
4. 発達障害者の雇用機会の拡大
 - 発達障害者雇用開発助成金の拡充（条件等の緩和など）
5. 公的機関における発達障害のある人の雇用の促進
(チャレンジ雇用等の対象として、発達障害者の雇用について数値目標を立てる等)

V NPO法人 日本トウレット協会

会長 高木 道人

東京都新宿区西早稲田 2-2-8 (福) 全国心身障害児福祉財団ビル 3F

【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期支援の実施体制の確立
 - 早期発見・支援の方法の研究・確立とその運用のための場所・人・システムの構築が必要である。
2. 障害基礎年金などによる所得保障制度の拡充
3. 障害者自立支援法における発達障害の位置づけの明確化
 - 発達障害者支援法を実践的な法律にしなくてはならない。

【労働関係】

1. 発達障害者に適した就労支援施策の実施
当事者・専門家等が協力して、幼児期から取り組むことが大切である。

VI 日本感覚統合学会

会長 土田 玲子

新潟県新潟市島見町 1398 新潟医療福祉大学 永井研究室内

1. 発達障害の早期発見・早期支援およびライフステージに沿った支援施体制の確立
 - ・ 感覚統合理論、ペアレントトレーニング、SST等、発達障害の支援に有効な専門理論の啓発や学習活動の支援整備
 - ・ デーサービス等、地域の支援活動に以上の専門的知識や技能を持った専門家が活躍できるような法整備

VII 一般社団法人 日本臨床心理士会

会長 村瀬 嘉代子

東京都文京区本郷 2-40-14 山崎ビル 401

【厚生関係】

1. **障害児施設見直しと児童福祉法改正に際し、実施計画策定に職能諸団体を活用してください。**
①児童発達支援センター通所 ②放課後デイサービス通所 ③保育所等訪問支援 における障害
支援プログラムを体系的に整備するために、職能諸団体にモデルプランを作成させてください。
2. **市町村の子育て支援事業に、発達相談に対応できる臨床心理職等の専門職配置が必要です。**
市町村の児童家庭相談・子育て支援実施機関は、グレーゾーンを含む発達障害児の早期発見・発達支援・専門機関につなぐなどの大切な機能があり、市町村に臨床心理職の配置を指導してください。
3. **発達障害・児童虐待などの早期発見と早期に支援につなげるために、保育所への巡回支援の充実が必要です。発達支援やアセスメントのできる臨床心理職等の専門職の充実をお願いします。**
気になる子どもを含め、発達障害児童虐待などの早期発見と早期支援につなげるために、臨床心理職等の専門職による“子どもの生活の場”への巡回支援が必要です。
4. **小児科等における心理アセスメント・発達相談に臨床心理職を置き、子どもへの発達支援・療育相談（親の相談）を診療報酬の対象にしてくださいをお願いします。**
小児科や児童精神科・精神神経科ほか「心の診療医のいる医療機関」での保護者や子どもへの発達相談に臨床心理職を活用し、診療報酬の対象となるようにしてください。
5. **都道府県の発達障害支援センターに相談者のアセスメントのための常勤の臨床心理職を配置するようにお願いいたします。**
6. **乳幼児健診の充実と、健診後継続相談に複数の臨床心理職の配置をお願いいたします。**
発達面が気になる乳幼児の早期発見のために、発達障害に関する健診項目を追加充実させ、全国共通の健診項目で健診を行うことが必要です。また、健診後早期に療育を開始し、不安な母親の

気持を支えるために、市町村保健センターには、2名以上の臨床心理職を配置して、保護者と子どもの両側面から継続的に支援する体制が必要です。

7. 児童自立支援施設・児童養護施設などに、発達支援のできる常勤の専門職の配置が急務です。

養護困難等により発達障害児が多く入所している、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に、発達支援のための臨床心理職が必要です。

【労働関係】

1. 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムに臨床心理職を任用してください。

ハローワークの障害専門窓口の相談員、ジョブコーチ、就職チューターに発達を専門とする臨床心理職を活用し、また職業訓練校などに発達のアセスメントのための臨床心理職を活用してください。

2. 地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理職を活用しその役割を明示してください。

発達障害に由来する当事者への相談・キャリアコンサルティング、セミナー、スタッフへのコンサルテーションなど、臨床心理職が効果をあげています。

3. 発達障害者・支援技法の開発を促進してください。

従来の職業適性検査等は青年期発達障害者の就労指導には不十分であり、職業選択・訓練にマッチした評価法を早急に開発してください。

VIII 日本言語聴覚士協会

会長 深浦 順一

東京都新宿区新宿 2-5-16 霞ビル 801

【厚生関係】

1. 早期発見・早期支援の体制作りと言語聴覚士の活用

市町村の乳幼児健診事業において、言語聴覚士を活用し、言語やコミュニケーション発達に関する評価や支援を行うことを要望する。このことは発達障害の早期発見の精度を上げるだけでなく、ことばの発達に不安を抱いている多くの保護者への子育て支援にも役立つと考えられる。

2. 早期療育への言語聴覚士の配置

障害児通園施設や児童デイサービスなどの早期療育を実施する施設に対して言語聴覚士を配置し、障害児への専門的な支援や指導を充実させていただきたい。

3. 家庭、幼稚園・保育所、学校など生活場面での支援体制の確立

上記2.における障害児施設を核として、言語聴覚士が家庭や保育所等に出向き、日常コミュニケーション場面における評価・支援を行ったり、直接処遇職員に対し巡回指導（助言）を行うための制度的保障をお願いしたい。

4. 生涯を通じたコミュニケーション指導への言語聴覚士の活用

コミュニケーションに困難がある発達障害児・者に対しては、家庭、学校、地域、職場などさまざまな場において、生涯を通じての支援が必要である。関係諸施設等への言語聴覚士の配置をお願いしたい。

5. 地域支援体制の整備にむけた言語聴覚士の活用

発達障害者の検討委員会（都道府県）や個別支援計画の作成（市町村）等への言語聴覚士の活用を要望する。

【労働関係】

1. 発達障害者の就労支援の充実

言語聴覚士によるコミュニケーションや社会性への評価や支援が、対人関係等で就労が実現・継続できない発達障害者への支援の充実につながる。

区 社団法人 日本作業療法士協会

会長 杉原 素子

東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸ビル

発達障害者支援体制整備事業への作業療法士の積極的な活用について

1. 発達障害の早期発見・早期支援体制の充実に向けて

- 1) 作業療法士は、乳幼児健診の関与実績をもっており各健診事業において作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 2) 発達面で気になる児童や育児環境として気になる家族への支援を充実させる為にも各市町村における実態にあった検討委員会の役割は重要です。家族支援や生活環境整備の面からも具体的な支援の方法が提示できる作業療法士の積極的な活用を要望します。

2. 地域支援体制の充実について

- 1) 各都道府県における関係機関等のネットワークの構築と市町村での個別の支援計画の作成に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

3. 発達障害児者に関わる支援サービスの充実について

発達障害児者の各種支援サービスの質的充実をはかるためには、当事者及び支援を提供側との意見交換が重要です。様々なニーズに対応できる作業療法士の積極的な活用を要望します。

4. 発達障害児者の就労支援の充実について

- 1) 発達障害者支援センター事業において、職業前評価を含めた就労への支援技術を有する作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 2) 青年期発達障害者の地域生活移行を推進するための就労支援事業に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

X 一般社団法人 日本LD学会

理事長 上野 一彦

栃木県宇都宮市桜 3-1-6 吉田ビル 2F

- ・就学前における「発達障害」のある児童の早期の気づきと対応に関する特別支援教育（保育）施策の充実
- ・「発達障害」のある者の生涯相談センターとして、「発達障害者支援センター」の各地域での開設と充実したサービスの展開のための支援
- ・就労、修学支援のための関係機関との連携のための事業検討
- ・「発達障害」のある者に必要な支援制度としての「手帳」等の全面的見直し検討

【エリア会員＝地方団体（1団体分）】

I NPO 法人 ノンラベル

代表者 田井 美幸
京都市南区久世川原町1 1 5 番地

【厚生関係】

1. 障害のある人、ご家族が相談支援を必要に応じて受けられるために。

障害種別を問わず、生活面をはじめとして様々な不安や悩みは、随時生じるものであり、適宜適切な対応が必要です。本人さんが気軽に相談できる相手を持つこと、ニーズを敏感にキャッチし支援内容を柔軟に変更・充実できるように、サービス管理責任者に報酬単価を設定するなどの枠組みを求めます。

2. アセスメント、個別支援計画作成のための面接だけでなく、個別相談をサービスの対象に。

1. で述べたように、個別の相談支援を必要とする本人さん・ご家族が多数おられますし、本来、障害があるゆえに様々な不安や悩みが付加され、また不安や悩みがあるために精神障害を発症します。個別の相談支援を障害福祉サービスとして加え、利用時間内での相談が十分に行える仕組みを求めます。

3. 発達障害者支援開発事業を幅広く展開できるように。

同事業は教育やSST、就労支援などのモデルづくりをすすめ広めるものであり、限られた指定で行われています。各々のサービス事業所などで独自の取り組み＝水面下のモデルが多数存在すると思われます。自治体の1/2の財政負担が障壁であることの改善も含め、多くのモデル事業の指定を求めます。

4. 障害福祉サービス事業所の固定資産税の免除を。

社会福祉法人運営の事業所では同税が免除であるのに、NPO法人では課税であることは不公平であり、結果的に利用者の受給サービスの不均衡となります。NPO法人の固定資産税の免除、あるいはその補填施策の実施を求めます。

以上